

平成27年度 行政評価シート

1 取組の概要

取組名	ふれあい収集実施体制の見直し		
取組の概要	収集人員のスリム化に向けて、事業内容や実施体制の見直しを行うため、検討会を立ち上げ検討を行った。		
取組の実施予定時期	平成27年度	所管部局	環境部クリーンセンター

2 対象事業の概要

事業名	ふれあい収集		
事業目的	自らごみをステーションまで排出することが困難で他の者の協力を得ることができない市民(要件あり)に対し、ごみの戸別収集を実施し、あわせてひとり暮らしの高齢者などの安否確認を行う。		
事業の実施根拠	ごみ分別収集の開始後、身体障害などによりごみの分別・排出が困難な方々より相談が多数あったことから、戸別収集を行いごみの減量化・リサイクルの推進と高齢化社会に対応する市民サービスを目的として実施する。		
事業の開始時期	平成15年度		
利用対象者	介護区分の要支援2・要介護1～5及び、障害福祉サービス受給者証の障害区分認定者など		
事業内容	1週間に一度(月～金)の指定した曜日に玄関内に分別したごみを用意することを基本に戸別収集を行っている。		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	(平成27年度の職員体制) 正職員 6人, 臨時職員 3人 (1回の収集人員 正職員1人 臨時職員1人の2人×2台体制)	
	<input type="checkbox"/> 指定管理又は委託	(委託等の内容) (平成27年度の職員体制) 正職員 人, 臨時職員 人	
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 手数料 <input type="checkbox"/> 負担金 <input checked="" type="checkbox"/> その他(なし)		
減免制度			
類似施設 (民間の施設を含む)			
類似施設との違い			

※施設が複数個所に及ぶ場合は別に資料を作成してください。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		ふれあい収集に携わる職員人件費					
内訳	年度	H24年度 (決算)	H25年度 (決算)	H26年度 (決算見込)	H27年度 (予算)	備考	
	収入	合計(A)	0	0	0		0
支出	事業費	0	0	0	0		
	人件費	22,521	25,409	24,915	21,203	ふれあい収集に係る車両代、燃料代等は、他の業務でも使用しているため積算不能	
	正職員	人工	2	2	2		2
		金額	14,688	14,664	14,444		14,388
	正職員以外	人工	4	5	5		3
		金額	7,833	10,745	10,471		6,815
	合計(B)	22,521	25,409	24,915	21,203		
差引(合計(A)-合計(B))		-22,521	-25,409	-24,915	-21,203		

※人件費(正職員分)は、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円、平成27年度は7,194千円で計算すること。

(2) 利用状況等

年度末現在の状況	年度	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (見込み)	備考
利用者数(世帯)		374	401	427	450	
障害者		19	20	23	25	
介護保険		187	220	231	235	
介護保険及び障害者		166	161	173	190	両方とも所持
その他		2	0	0	0	実施要領第2条第4項のその他市長が認める者
収集延べ件数(件)		15,623	16,591	17,792	18,000	

(3)見直し, 改善等の経過

年度	内容
平成25年	検討会を係内で立ち上げ
平成26年	夏期と冬期に2週間ずつ2人体制での収集シミュレーションを実施し併せて通行・駐車禁止等除外指定車標章の交付を受けた。
平成27年	2人体制での収集開始

4 取組に係る他市の状況

市名	状況
札幌市	直営で「さわやか収集」を実施している。
函館市	戸別路線収集方式で行っているため「ふれあい収集」は行っていない。
和歌山市	直営で「ふれあい収集」を実施している。

※取組に係る他市の状況について、札幌、函館及び他の中核市1市の状況を記入してください。

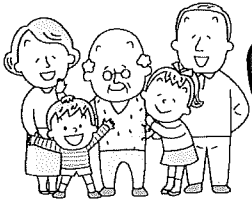
5 評価等の結果

1次評価 (所管部局)	A	平成27年度に見直しを行った。また、見直し直後であることから、現行の実施体制で継続していきたいと考える。
行政評価懇談会 での主な意見		<p><対象事業等について></p> <ul style="list-style-type: none"> 戸別収集に加え、分別や排出の指導、声かけによる安否確認などに取り組んでおり、大変努力している。 <p><見直しの取組について></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から人員体制を見直した直後であり、今年度の見直し内容を踏まえ、来年度どうするか検討してほしい。
2次評価 (行政評価 検討会議)	A	平成27年度に見直した人員体制での実施状況を検証し、平成28年度以降のより効率的な実施体制の在り方を再検討すること。 本事業は福祉施策の側面が強く、高齢者などの将来的な対象世帯数の増加等に対応するため、福祉保険部などの関係部局との協議を進め、事業実施の在り方について検討すること。

評価区分 A(予定どおり推進), B(見直し), C(取組中止)

ご存知
ですか？

旭川市では、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方を対象に週に一度、分別した生活ごみを戸別（玄関先）に訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。



ふれあい収集

「ふれあい収集」の対象となる方

- ① ひとり暮らしで自らごみステーションまでごみを排出できない方
- ② 他の者の協力を得ることが出来ない方
- ③ 下記に該当する方

※ 65歳以上の方

要支援2・要介護認定1～5を受けている方で
介助・介護を必要とする生活状況の方。

※40歳以上の第2号被保険者を含む

※ 64歳以下の方

身体障害者手帳の交付を受けて、障害福祉サービス受給者証の
認定を受けている方で、介助・介助を必要とする生活状況の方。
※ 障害名・等級・障害福祉サービス受給者証の内容等により、該当されない場合もあります。

同居者のいる方でも、同居者が概ね上記に準じてごみの排出ができない場合など、お気軽にご相談ください

「ふれあい収集」開始までの手順

申請書をもらう

申請書は次の施設にあります。

- クリーンセンター
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所
- 地域包括支援センター

※ 旭川市ホームページの環境部
クリーンセンターホームページ
からもダウンロードできます。

申請書に記入する

ご家族・介護支援専門員の
代理申請も可能です。

～必要書類～

- 介護保険被保険者証の写し
- 身体障害者手帳の写し
- 障害福祉サービス受給者証
の写し

申請書を提出する

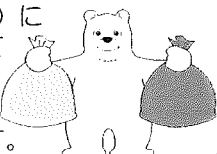
必要書類をご用意のう
え、持参・郵送・FAX
のいずれかでク
リーンセンター
へ提出してくだ
さい。



「ふれあい収集」に関するお問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

収集開始

収集開始日から週に一度
分別した生活ごみを戸別
（玄関先）に
訪問して
収集を
開始い
たします。



結果の通知

認定審査委員会を開催し
て協議し、2週間以内に通
知いたします。
認定された方
には、収集開始
日をお知らせい
たします。



面談調査

書類審査後、担当者が直接
お伺いし、対象者の状況を申
請者とケア
マネージャ
ー等同席
の上、面談
して確認し
ます。



旭川市クリーンセンター

ふれあい収集

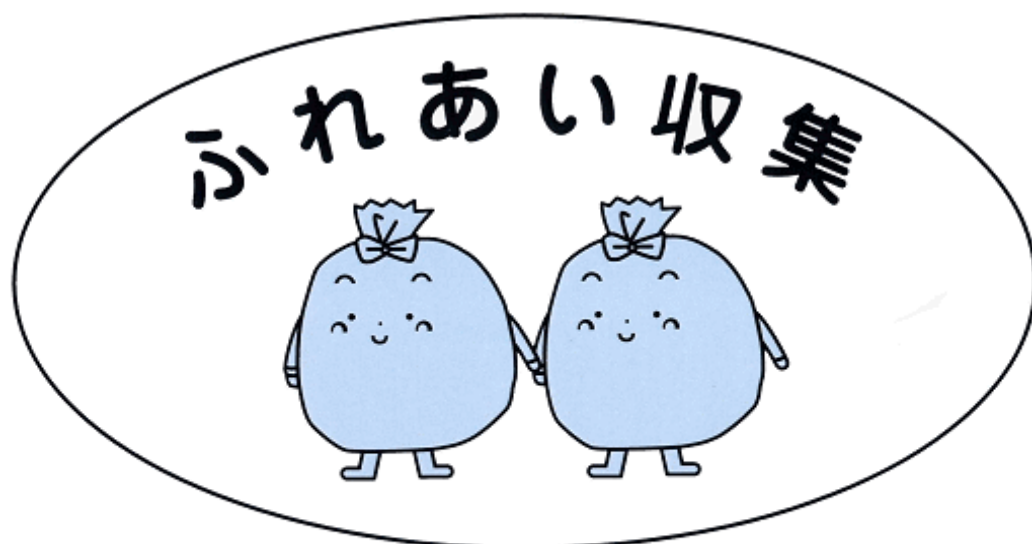
でんわ
FAX

36-6712

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisouoffice/>

「ふれあい収集」

家庭ごみ戸別収集



旭川市

旭川市クリーンセンター

平成27年4月作成

「ふれあい収集」について

「ふれあい収集」とは、自らごみをステーションまで排出することが困難で他の者の協力を得ることができない市民に対し、家庭ごみの戸別収集を実施するとともに、ひとり暮らしの高齢者などの安否の確認等を行うことを目的としています。

1 対象者

「ふれあい収集」は、次に該当する方が対象となります。

(1) 要介護状態区分の要支援 2・要介護 1 から要介護 5 に認定されているひとり暮らしで、**介助・介護を必要とする生活状況**で、自らステーションまでごみを排出することができなく、他の者の協力を得ることができない方。

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、障害福祉サービス受給者証の障害支援区分認定を受けているひとり暮らしで、**介助・介護を必要とする生活状況**で、自らステーションまでごみを排出することができなく、他の者の協力を得ることができない方。

※障害名・障害等級・障害福祉サービス受給者証の内容等による。

(3) 同居者がいるときは、同居者の方も上記（1）（2）に概ね準じる場合が、対象となります。

2 申し込み

本人及び親族から、「ふれあい収集」の申し込みがあった場合、申請書（様式第 1 号）を提出してください。なお、同居者がいるときは同居者の分も提出してください。

申請書受付後、申請受付通知書（様式第 2 号）で申請者に通知します。

※申請書記入の注意をご参照ください。

3 添付書類（同居者分も同じ）

(1) 介護保険被保険者証の写しを添付してください。

(2) 身体障害者手帳の写しを添付してください。

(3) 障害福祉サービス受給者証の写しを添付してください。

※介護保険の認定の有効期間満了時、変更時には再調査を行います。

※障害福祉サービスの介護給付費の支給決定期間満了時、変更時には再調査を行います。

4 受付場所

旭川市クリーンセンター ごみ相談係 「ふれあい収集」担当
078-8208 旭川市東旭川町下兵村3番地の5
電 話 36-6712 FAX 36-6712

5 書類審査

申請書受理後書類審査を行い、面談調査を行う対象者を決定します。
対象者には、申請受理通知書（様式第4号）で通知し、対象外とな
った方には、申請却下通知書（様式第5号）で通知します。

6 面談調査

面談調査を行う対象者決定後、地域包括支援センター、居宅介護支
援事業所、訪問介護事業所等と連絡調整を図り、対象者宅の訪問日時
等を確認し、ケアマネージャー、ヘルパー等と「ふれあい収集」担当
者が対象者の現状調査を実施します。

7 認定審査

クリーンセンター認定審査委員会において、面談調査した結果に基
づき審査、認定を行います。

8 結果・通知

- (1)認定者には認定通知書（様式第6号）により審査・認定結果を
通知します。
- (2)不認定者には不認定通知書（様式第7号）により審査・認定結
果を通知します。
- (3)認定を取り消す場合は取り消し通知書（様式第8号）により審
査・認定結果を通知します。

9 確認事項等

(1)認定者には次の事項を確認します。

- ア 住所
- イ 氏名
- ウ 電話番号
- エ 生年月日
- オ 同居家族の状況
- カ 要介護状態区分、認定の有効期間
- キ 身体障害者手帳の有無、身体障害者手帳の交付年月日、障害
名
- ク 障害福祉サービス受給者証、障害支援区分、
支給決定期間、サービス種別、支給量等
- ケ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所名

- コ 訪問介護事業所名，援助内容，援助曜日，援助時間等
- (2) 緊急時連絡先の住所，氏名，電話番号，対象者との関係
- (3) 分別を基本とすること。
- (4) 玄関内収集を基本とすること。
- (5) 粗大ごみ・剪定枝・落ち葉・拠点回収品目は市の収集方法に基づくこと。
- (6) 認定者については，敷地内からの収集のため承諾書に署名，押印をいただきます。

10 収集するごみの種別

戸別収集するごみは，旭川市で行っているごみステーションに排出できる品目とします。

- (1)燃やせるごみ（有料指定袋）
 - (2)燃やせないごみ（有料指定袋）
 - (3)プラスチック製容器包装
 - (4)ペットボトル
 - (5)紙製容器包装
 - (6)段ボール
 - (7)空き缶，空きびん，家庭金物
 - (8)紙パック
 - (9)有害ごみ
 - (10)蛍光管
- ※新聞雑誌等(古紙回収業者に依頼ができない場合)

※(1)燃やせるごみ（黄色）

(2)燃やせないごみ（緑色）の分別品目は旭川市が指定した有料袋での排出となります。

指定袋以外で排出された場合は収集できません。

11 ごみの排出方法

(1)一般ごみ

ア 旭川市で行っているごみステーションに排出できる品目で，分別された全品目のごみを一度に収集します。

（「ふれあい収集」専用カレンダー配付）

（分別のちらし配付）

イ 「ふれあい収集」の排出についての注意事項を配付します。

（「ふれあい収集」をご利用される方へのお願い配布）

(2)粗大ごみ

ア 原則，旭川市で行っている収集方法に基づきます。

電話受付，粗大ごみ処理手数料シール，玄関前排出。

粗大ごみ受付専用電話 36-2177

イ 生活保護世帯（減免措置）や認知症により申し込むことができない等は事前に相談してください。

(3) 剪定枝

ア 原則、旭川市で行っている収集方法に基づきます。

電話受付，玄関前排出

剪定枝受付専用電話 36-6711

(4) 落ち葉

ア 原則、旭川市で行っている収集方法に基づきます。（10月～11月まで実施予定）

電話受付，玄関前排出

落ち葉受付専用電話 36-8841

(5) 収集対象外の処理困難物については、対象者が許可業者等に処理を依頼してください。

『タイヤ，バッテリー，消火器，農薬，劇薬，注射器，注射針等』

『一時的多量ごみ（引っ越しごみ・片づけごみ）』

※処理先 専門業者にお問い合わせの上，依頼してください。

清掃事業協同組合 36-8003

12 収集日

旭川市が指定する日

13 認定者，地域包括支援センター，居宅介護支援事業所等との連絡体制

認定者の状況が申請時と異なる場合は速やかに旭川市クリーンセンター「ふれあい収集担当者」36-6712に報告してください。（連絡調整を図る）

- (1) ごみの排出の停止
- (2) ヘルパー援助中止，曜日，時間の変更
- (3) 同居者が発生した場合，独居となった場合
- (4) 入退院，施設入退所
- (5) 市内転居，市外転出
- (6) 緊急連絡先の変更
- (7) その他必要事項等

14 認定後に対象外であることや，虚偽の申し込みが判明した場合

- (1) 認定時には対象と判断されたが，認定者に要介護状態区分の変更，生活状況の変化等が発生し，対象とならないことが判明した場合は，再度面談し認定を取り消します。
- (2) 認定時には対象と判断されたが，認定者が虚偽の申し込みをして，対象とならないことが判明した場合は認定を取り消します。

(様式第1号)

「ふれあい収集」申請書

(あて先)旭川市長 (クリーンセンター)

年 月 日

対象者	ふりがな		電話番号	
氏名				
住所	旭川市			
生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日生	歳	家族構成 独・有
家族構成	独居以外の方は同居されている方の状況を別紙申請書に詳しく記載してください			
介護区分		介護認定有効期間	年 月 日から	年 月 日
障害等級	種 級	障害者手帳交付月日	年 月 日交付	
障害名				

緊急連絡先	氏名		電話番号	
	住所		関係	
	※ 緊急時連絡が可能な(携帯電話等)電話番号			

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所名							
ケアマネージャー名 介護支援専門員名				電話番号 FAX番号			
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
訪問介護事業所名							
訪問時間	～	～	～	～	～	～	～
通所介護事業所名							
通所時間	～	～	～	～	～	～	～

対象者身体状況							

※分別については旭川市の分別方法とする。
※収集方法は玄関内収集を基本とする。

申請者
代筆者

上記状況により「ふれあい収集」を申請します。 印

(様式1)

「ふれあい収集申請書」

記載例

(あて先)旭川市長 (クリーンセンター)

H24年 4月10日

対象者	ふりがな	あさひ かわ た ろう	電話番号	36-2213
氏名	旭川太郎			
住所	旭川市△△条△△丁目△番△号 ○○○マンション1F101号			
生年月日	明治	大正	昭和	10年 3月 23日生
			93歳	家族構成
				独・有
家族構成	独居以外の方は同居されている方の状況を別紙申請書に詳しく記載してください			
介護区分	要介護 1	介護認定有効期間	H24年 1月 1日から H24年12月31日	
障害等級	1種 3級	障害者手帳交付月日	昭和 30年 2月 9日交付	
障害名	脳梗塞による右上肢機能の全廃。右下肢の著しい障害。			

緊急連絡先	氏名	旭川愛子	電話番号	12-3456
	住所	旭川市△△条△△丁目△番△号	関係	長女
	※ 緊急時連絡が可能な(携帯電話等)電話番号		090-0000-9999	

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所名				あいうえお居宅介護支援事業所			
ケアマネージャー名 介護支援専門員名		北海道 広子		電話番号 FAX番号	電話 FAX	13-9876 13-9877	
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
訪問時間	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	~
通所時間	~	はひふへほ ディサービス 9時~17時	~	はひふへほ ディサービス 9時~17時	~	はひふへほ ディサービス 9時~17時	~

対象者身体状況

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※分別については旭川市の分別方法とする。
 ※収集方法は玄関内収集を基本とする。

申請者 旭川愛子
 代筆者 北海道 広子 印

上記状況により「ふれあい収集」を申請します。

(様式1)

「ふれあい収集申請書」

記載例

(あて先)旭川市長 (クリーンセンター)

H24年 4月10日

対象者	ふりがな	あさひ かわ た ろう	電話番号	36-2213	
氏名	旭川太郎				
住所	旭川市△△条△△丁目△番△号 ○○○マンション1F101号				
生年月日	明治	大正	昭和	36年 3月 23日生	53歳
家族構成	独居以外の方は同居されている方の状況を別紙申請書に詳しく記載してください				
介護区分	支援程度 3	介護認定有効期間	H22年10月 1日から H23年 9月30日		
障害等級	1種 3級	障害者手帳交付月日	平成10年 2月 9日交付		
障害名	脳梗塞による右上肢機能の全廃。右下肢の著しい障害。				

緊急連絡先	氏名	旭川愛子	電話番号	12-3456	
	住所	旭川市△△条△△丁目△番△号	関係	長女	
	※ 緊急時連絡が可能な(携帯電話等)電話番号		090-0000-9999		

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所名				たちつてと訪問介護事業所			
ケアマネージャー名 介護支援専門員名		北海道 広子		電話番号 FAX番号	電話 FAX	19-7890 19-7891	
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
訪問時間	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	ヘルパーステーションかきけこ 9時~11時	~	~
通所時間	~	はひふへほ サービス 9時~17時	~	はひふへほ サービス 9時~17時	~	はひふへほ サービス 9時~17時	~

対象者身体状況

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※分別については旭川市の分別方法とする。
 ※収集方法は玄関内収集を基本とする。

申請者 旭川愛子
 代筆者 北海道 広子 印

上記状況により「ふれあい収集」を申請します。

旭川市・家庭ごみ戸別収集「ふれあい収集」の実施経緯

◆平成8年（1996年）1月／特例排出制度を創設。

①5分別収集実施に伴い、視覚障害等、分別困難な方を対象に、シールを貼って「燃やせないごみ」の日に、混合ごみとして排出する方法を実施しました。

◆平成14年（2002年）12月／「ふれあい収集」試行実施。

①特例排出制度の利用者（370世帯）全世帯の実態を聞き取り調査した結果、ほとんどの利用者は分別が可能と考えられ、ステーションまでの排出が困難ということが判明しました。

②ヘルパーの援助日が「燃やせないごみ」の排出日以外だった時に、前日や数日前に混合ごみをステーションに排出することで、猫やカラスによってのごみ散乱があり、近隣からの苦情やトラブルが起きていました。

③そのような課題が出てきていたことから特例排出制度の趣旨を生かすとともに、分別徹底を図ることで一層のごみの減量化・リサイクルを推進するために全市と同一の6分別による排出を基本とし、戸別収集するとともに、高齢化社会などに対応する市民サービスを目的に加えた「ふれあい収集」の施行実施となりました。

④施行実施に伴い、居宅介護支援事業所や訪問介護事業所へ「ふれあい収集」へ移行するためのご理解や分別のご協力を得るために説明会を実施し、また、特例排出利用者にも分別の説明や理解を得てきました。特例排出利用者を移行するとともに、新たに認定基準を要介護3・独居者としてきました。

◆平成 15 年（2003 年）4 月／「ふれあい収集」本格実施。

①平成 14 年 12 月から平成 15 年 3 月まで認定基準を要介護 3・独居者で試行スタートしましたが、実際のところ要介護 3 の身体状態では、独居での在宅生活は困難で、施設入所やグループホーム等を利用しているということがわかりました。

②そのため、認定基準を要介護 2・独居者と拡大して本格実施へ移行した。

③市内の居宅介護支援事業所、訪問介護事業所宛に「ふれあい収集」実施マニュアル・申請書等を送付し「ふれあい収集」の周知をしてきました。

◆平成 16 年（2004 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

①要介護 2・独居者に拡大して実施してきましたが、同居者が障害を有するなど、現実的には同居者が居てもステーションまでの排出が困難なケースが多かったり、身体障害者手帳を有していても、介護保険の認定区分には反映されないことから、全盲で 1 種 1 級であっても、自分で衣服の着脱が可能だったり、食事をとることができると要介護認定が出てこない。しかしステーションまでごみを排出することは困難だということ。

②そのような状況を考慮し、認定基準の要介護 2 に身体障害者等級・障害名、高齢による身体的衰え等、またはステーションまでの距離等を加味するとともに、同居者が同じ身体状況でステーションまでの排出が困難な方々を対象とする認定基準を設けました。

◆平成 17 年（2005 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

「ふれあい収集」祝日収集開始。

「ふれあい収集」認定審査委員会設置。

- ① 申請相談において、要介護 1 の方でも、現実的にはステーションまでの排出が困難な人が多く寄せられたにもかかわらず、認定基準に満たないためにサービスの利用が受けられない。
- ② また、介護保険被保険者証の有効期間満了に伴い新しい介護保険被保険者証の写しの提出を求めていることから、「ふれあい収集」利用者で明らかにステーションまでの排出が困難な方々が、介護保険認定区分に反映されないことから、認定基準を要介護 1 まで拡大しました。
- ③ 分別品目全て、週一回一度で回収するため、その日が祝日に重なった時は 2 週間空いてしまう。ハッピーマンデーのため他の収集曜日の利用者との年間収集回数にあまりにも差が生じるため、不公平感を無くすこと、おむつや生ごみなど衛生上の問題を解決するために、「ふれあい収集」の祝日収集を実施しました。
- ④ 「ふれあい収集」に係る申請対象者の適正な認定の確保を図るため「ふれあい収集」認定審査委員会を設置した。（詳細は実施マニュアルに要綱が掲載されています）

◆平成 18 年（2006 年）4 月／「ふれあい収集」認定基準を一部改正。

- ① 介護保険制度の変更に伴い、今までの要介護 1 の認定者のおおかた 8 割の人が介護予防の観点から要支援 2 になる実態をふまえ認定基準を要支援 2 としました。

◆ 平成 19 年（2007 年） 4 月 / 「ふれあい収集」 認定基準を一部改正。

① 障害者自立支援法に伴い障害程度区分を認定基準に入れました。

◆ 平成 20 年（2008 年） 6 月 / 粗大ごみの屋内持ちだし施行

① 排出困難な高齢者，身体障害者，母子家庭等一定の要件で訪問調査し
実施しています。（事業については平成 25 年 4 月に廃止となりました）

◆ 平成 22 年（2010 年） 4 月 / ごみ相談係 設置

① 「ふれあい収集」担当者をごみ相談係へ所管替えを行った。

◆ 平成 24 年（2012 年） 課題の整理

① 「ふれあい収集」を含む，ごみ相談係の事業の見直し。

◆ 平成 25 年（2013 年） 収集実施体制の見直し

① 行財政改革推進プログラム三訂版による，「ふれあい収集」実施体制
の見直し（平成 27 年度に実施予定）

◆ 平成 26 年（2014 年） 「ふれあい収集」 実施要領の一部改正

「ふれあい収集」 認定審査委員会設置要綱の一部改正

① 「ふれあい収集」 申請受付・受理の可否について通知書を発行し申請
者に通知する。

② 「ふれあい収集」 の審査結果，及び認定に係る通知文に，処分に対する
不服申し立てに係る教示を明記した。

③ 各通知書の様式番号の変更，及び文言の整理を行った。

④ 「ふれあい収集」 実施要領及び認定審査委員会設置要領の各条項の文
言整理を行った。

◆平成 27 年（2015 年） 収集実施体制の見直し実施

①「ふれあい収集」の 3 名乗車を 2 名乗車に変更し実施した。

【申請→認定までの手続き】

「ふれあい収集」の申請書は市内の居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センターに配布してあります。ヘルパーの援助を受けている人は事業所から申請書を受け取ることができます。

実際には申請者が記入できない場合が多いため、ケアマネージャーに代筆、送付していただいています。

①申請書（様式第 1 号）を受理。申請受付通知書（様式第 2 号）→書類審査。（ふれあい収集担当者）

書類審査の結果、面談の必要性がある申請者には、申請受理通知書（様式第 4 号）で通知し、対象外となった方には、申請却下通知書（様式第 5 号）で通知し、面談を行う方には、ケアマネージャーを通じ面談日・時間等調整をさせていただき、ケアマネージャーの立ち会いのもと、自宅を訪問し実態調査を行います。

②面談調査の結果をまとめ、認定審査委員会（クリーンセンター）で審議して可否を判定します。

③認定結果を、申請者に通知書（様式第 6・7 号）で通知する。

【基本的な収集方法】

①1 週間に一度、クリーンセンターが指定した曜日に玄関内を基本とし戸別収集を実施しています。収集日をクリーンセンターが指定するため、収集当日、通院やデイサービス等で不在のケースの時には事前に排出場所を確認しています。

- ② 安否，心身の状態等確認のため，声をかけてごみを収集しています。
- ③ 旭川市内を10地域に分け，毎日2台体制で収集を行っています。運転手1名と収集者1名で対応。積載重量1.1トンの収集専用車を使用しています。

【収集後のごみの処理】

- ① 分別品目ごとに内容の確認，計量「ふれあい収集」専用ステーションに排出し，品目ごとに収集されます。
- ② 分別品目ごとに収集量，収集件数等集計表に入力しています。
- ③ 記録簿にごみの数量，会話の内容，気になった点等を記載し，必要に応じてケアマネージャー等に連絡をさせていただきます。

【「ふれあい収集」担当者】

平成27年度，現在正職員5名，臨時職員3名の計8名で対応しています。

- ① 「ふれあい収集」に関わる問い合わせ
- ② 申請書の受付・書類審査、面談調整・面談調査
- ③ 介護保険被保険者証の有効期間満了時の調査
- ④ 利用者入・退院時の「ふれあい収集」停止・再開の連絡調整
- ⑤ 居宅介護支援事業所・訪問介護事業所との連絡調整